

宜野湾市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年2月19日

宜野湾市監査委員
宮城 豊信
島 勝政

1 監査の期間

平成30年1月10日から平成30年2月19日まで

2 監査対象団体及び対象補助金

- (1) 監査対象団体：公益社団法人宜野湾市シルバー人材センター
対象補助金：宜野湾市高年齢者労働能力活用事業費補助金
- (2) 監査対象団体：一般社団法人宜野湾市観光振興協会
対象補助金：宜野湾市商工観光振興事業補助金

3 監査の範囲

市の財政援助に係るもので、平成28年度における出納に関連する事務の執行状況について

4 監査委員の除斥

公益社団法人宜野湾市シルバー人材センターの監査において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、宮城豊信監査委員は除斥した。

5 監査の方法

あらかじめ提出された監査資料・提出書類により調査するとともに、団体関係者及び担当課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置いた。

ア 市が財政援助を決定したことについて

- ・補助金等の目的と用途範囲は明確か。また、公益上必要性は十分か。
- ・法令、条例、規則、要綱等に違反して補助していないか。
- ・社会的情勢の変動等により補助の必要性が軽減しているものに対し、補助の打ち切り又は減額その他適当な措置がとられているか。
- ・補助額及び支給方法の適否について

イ 事業執行等について

- 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書実績報告書は符合するか。
- 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- 多額の補助金を理由なく繰り越していることはないか。
- 会計処理上の責任体制について

6 監査の結果について

(1) 監査対象団体：公益社団法人宜野湾市シルバー人材センター

- ア 市が財政援助を決定したことについて
適正に処理されている。
- イ 事業執行等について
適正に執行されている。

(2) 監査対象団体：一般社団法人宜野湾市観光振興協会

- ア 市が財政援助を決定したことについて
適正に処理されている。
- イ 事業執行等について
おおむね適正に執行されている。